

福井工業大学図書館 資料収書に関する基本方針

(趣旨)

この方針は、福井工業大学図書館管理規程 第2章収集に基づき、福井工業大学図書館(以下、「図書館」という。)の図書館資料(以下、「資料」という。)の収集に関して必要な事項を定める。

(収集方針)

図書館は、福井工業大学図書館規程第1条に定める目的を達成するため、長期的展望に立って本学の研究・教育・学習活動の一層の発展に資する資料を体系的に収集し、適正な蔵書構成の実現を図る。

(収集の原則)

図書館は、前項に定める収集方針に基づき、次に掲げる各項目を原則として、利用者にとって必要と判断される資料を収集する。

- (1) 本学の学部学科・専攻を構成する学問の各分野における学習及び研究の基礎となる資料を収集する。
- (2) 学際領域の研究に必要な資料を収集する。本学の学部学科・専攻を構成する学問の各分野における学習及び研究の基礎となる資料を収集する。
- (3) 学際領域の資料を収集する。
- (4) 多様な学説・見解の存在するテーマに関しては、各立場の資料を公平に収集する。
- (5) 収集する資料は、図書・逐次刊行物および電子資料等幅広く対応する。
- (6) 参考資料は、調査・研究、教育及び学習活動に必要な辞典、事典、便覧等を収集する。
- (7) 学生の学習活動や教養の形成に資する資料を収集する。
- (8) 本学の学部学科・専攻に関連する資格取得のための資料を収集する。
- (9) 逐次刊行物は、各専門分野での基幹的学術雑誌、各専門分野での基軸となる学協会機関紙及び学部学生、大学院生、教職員の研究・学修に関する資料を収集する。
- (10) 郷土資料は、福井関係資料、学生の学習、教養の涵養に資する資料を収集する。
- (11) 大学、研究機関の紀要・研究報告類は収集しない。

(収集の範囲)

収集する資料は、図書館が利用者に提供可能な文字、映像、音声等の情報を、その範囲とする。

種別	内容
図書	①各専門分野の研究に必要な資料 ②学際的領域の研究資料 ③教育課程に沿った資料 ④一般教養の向上に資する資料 ⑤参考資料、二次資料 ⑥本学における共学に沿う資格試験取得に資する資料 ⑦就職活動に役立つ資料 ⑧教育職員免許状取得に役立つ資料 ⑨留学生の日本語学習や日本文化理解に役立つ資料 ⑩海外への留学に役立つ資料 ⑪アカデミックスキルを高めるために役立つ資料
雑誌	①各専門分野における基本的な学術雑誌 ②各専門分野の基幹的な学会・協会の機関誌 ③一般教養の向上に資する総合誌、及び各分野雑誌
新聞	①国内の全国紙 ②国内の主要地方紙 ③主要外国新聞 ④主要業界紙
視聴覚資料	学術的、教養的な資料
電子化資料	①電子ジャーナル ②オンラインデータベース ③電子図書 (eBook) ④DVD-ROM 等の電子媒体
本学独自の資料	①本学の歴史に関する資料 ②本学の紀要 ③本学の博士論文
その他の資料	①福井県に関する歴史、産業、観光、統計等に関する郷土関係資料 ②主要な政府刊行物・地方公共団体刊行物 ③新聞縮刷版 ④その他の福井工業大学図書館資料収集方針に相応しい資料

(収集資料の選定基準)

収集する資料の選定基準を以下のとおり定める。

種別	基準
図書	<p>①前項の「収集の範囲」における「図書」に定める本学の教育・研究に欠くことのできない資料を、カリキュラムや研究動向、並びに蔵書構成に留意して積極的に収集する。</p> <p>②以下の各項目は選定対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none">・極端に特殊な分野に細分化されるもの・利用者が著しく限定されるもの・趣味的要素、娯楽的要素の強いもの・大学図書館の利用者のレベルに及ばないもの (児童書、ゲームもの、アニメもの等)・How To もの、実務に偏りすぎているもの ※進路就職、情報関連マニュアル等を除く・ゲーム、アニメ、マンガ類(英語版を除く)等に関する本 ※学術的見地のものは除く・政党・政治結社・宗教団体・企業等の宣伝を目的としたもの・公序良俗に反するもの・タレント・グラビア写真集・福井工業大学図書館の資料収集方針と合致しないもの <p>ただし、学生の教育・研究等に特に必要な場合で、図書館長が必要と認めた場合は収集できるものとする。</p>
雑誌	<p>①各専門分野における基本的学術雑誌は積極的に収集する。</p> <p>②各専門分野における学会・協会の機関誌は積極的に収集する。</p> <p>③教養の向上に資する総合誌・一般誌は選択的に収集する。</p> <p>④趣味・娯楽誌は収集しない。</p>
新聞	<p>①国内の全国紙は積極的に収集する。</p> <p>②国内の主要地方紙は選択的に収集する。</p> <p>③主要外国紙および主要業界紙は厳選して収集する。</p>
視聴覚資料	著作権処理済みの資料で、学術的、教養的な資料を選択的に収集する。
電子化資料	学術的、教養的な資料を選択的に収集する。
本学独自の資料	積極的に収集する。
その他の資料	<p>①郷土関係資料は積極的に収集する。</p> <p>②主要な政府刊行物・地方公共団体刊行物は積極的に収集する。</p> <p>③新聞縮刷版は厳選して収集する。</p> <p>④その他資料収集方針に相応しい資料は厳選して収集する。</p>

(資料選定方法)

資料の収集に関する選定方法は、各資料区分について次に掲げる選定者の意見を聞き、図書部会において審議のうえ、図書館長に報告し承認を得る。

	資料区分	選定者
図書	専門分野研究用図書	学科教員
	学際的領域研究用図書	学科教員
	教育課程用図書	授業担当教員
	一般教養関係図書	基盤教育機構教員、図書部会員、図書館員
	参考図書	図書部会員、図書館員
	資格試験用図書	学科教員、キャリアセンター
	就職関係用図書	キャリアセンター
	教職関係図書	教職支援部会
	留学生用図書	インターナショナルセンター
	海外留学用図書	インターナショナルセンター
	アカデミックスキル向上用資料	図書部会員、図書館員
雑誌	各専門分野の学術雑誌	学科教員
	各専門分野の学会・協会機関誌	学科教員
	一般教養向上用の総合誌・一般誌	基盤教育機構教員、図書部会員、図書館員
	視聴覚資料	図書部会員、図書館員
	電子化資料	図書部会員、図書館員
	その他の資料	図書部会員、図書館員

(学生購入希望図書並びに選定図書の却下又は保留)

学生購入希望資料又は選定図書が次の各号に該当する場合は、図書館長の判断により、購入希望を却下または選定を保留することができる。

- (1) 同一の大学院生及び学生が年度内に制限冊数又は制限金額を超えて購入を寄贈する場合
- (2) 図書にかかわる予算を超過し、又は超過するおそれがある場合
- (3) 価格（税抜き定価が 30,000 円を超える高額資料の場合
- (4) 内容、金額又は特殊性等から、図書館間相互貸借サービスその他の方法により入手することが適切と判断される場合
- (5) 教育・研究、学習用途以外であることが明らかな場合
- (6) 購入を希望した学生が図書館の利用に係る規則等の規定に違反している場合
- (7) 購入希望に特定条件（緊急性等）があり、当該条件に応じることが困難であるか又は業務に支障を及ぼすおそれがある場合

※ (1)における制限冊数は、大学院生及び学部学生 12 冊とし、制限金額は、総額 120,000 円とする。

(その他)

1. 大型資料の収集や複本の重複等については、可能な限り学部・学科と調整を図り、資料収集の適正配備と予算の効率的な執行に努める。
2. 利用実態、利用者ニーズの把握等に努めるとともに、利用者からの要望には適切に対応する。

附則

この方針は、2020年4月1日から施行する。